



# 鳥取県公報

平成15年10月31日(金)  
号外第140号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	鳥獣保護区の区域の指定(660)(環境政策課).....	1
	鳥獣保護区の区域の指定の変更(661)( " ).....	1
	鳥獣保護区の存続期間の更新(662)( " ).....	2

## 告 示

### 鳥取県告示第660号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づき、鳥獣保護区の区域を指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 鳥獣保護区の名称

鷲峰山鳥獣保護区

#### 2 鳥獣保護区の区域

気高郡鹿野町に所在する鳥取森林管理署鷲峰山国有林の111林班、112林班、115林班及び116林班の区域並びに鳥取市に所在する鳥取森林管理署猪呼谷国有林の113林班及び114林班の区域並びに千代川森林計画区鳥取市144林班、145林班及び146林班の区域(面積893ヘクタール)

#### 3 鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

#### 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### (2) 指定目的

この区域は、常緑広葉樹や落葉広葉樹などからなる多様な森林環境が維持されており、鳥獣の生息環境として良好であるため、多様な鳥獣が生息している。これらの森林に生息する鳥獣の保護を図るため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区に指定し、もって地域における生物多様性の確保を図るものである。

### 鳥取県告示第661号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定による鳥獣保護区の区域の指定を変更し、及び同条第7項ただし書の規定に基づき、同保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 鳥獣保護区の名称

鶉の池鳥獣保護区

## 2 鳥獣保護区の区域

日野川地域森林計画区日野町99林班から103林班まで、190林班A小班及び191林班から193林班までの区域並びに鶉の池（面積499ヘクタール）

（変更前 日野川地域森林計画区溝口町99林班I小班及び100林班並びに日野川地域森林計画区日野町99林班から103林班までの区域、190林班A小班及び191林班から193林班までの区域並びに鶉の池）

## 3 鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで

## 4 鳥獣保護区の保護に関する指針

## (1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## (2) 指定目的

この区域は、鶉の池を中心に多様な森林環境が維持されており、鳥獣の生息環境として良好であるため、多様な鳥獣が生息している。これらの森林に生息する鳥獣の保護を図るため、当該区域を森林鳥獣生息地の保護区に指定し、もって地域における生物多様性の確保を図るものである。

## 鳥取県告示第662号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存続期間	面積
若桜鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字若桜字古城谷1519 - 1、1520 - 1、1521から1527まで、1527 - 1、1528、1529 - 1及び1530の区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	10ヘクタール
高鉢山鳥獣保護区	八頭郡佐治村に所在する鳥取森林管理署山王谷国有林の93林班及び94林班の区域並びに千代川森林計画区佐治村31林班のI小班並びに32林班のD小班及びE小班の区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	302ヘクタール
智頭鳥獣保護区	八頭郡智頭町大字智頭字宮山2284 - 1及び2285並びに字宮ノ前225から229まで及び230 - 2の区域	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	2ヘクタール
三徳山鳥獣保護区	東伯郡三朝町大字三徳地内の畠谷神社の参道と県道鳥取鹿野倉吉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、鳥取森林管理署三徳谷国有林507林班とその東側の民有林との境界に至り、同境界を南方に進み、同林班のろ小班的南端に至り、同所から尾根づたいに南西に進み、同林班のは小班	平成15年11月1日から平成25年10月31日まで	374ヘクタール

の北端に至り、同所から同林班とその東側の民有林との境界を南方に進み、同林班と同国有林506林班との境界に至り、同境界を南方に進み、鳥取森林管理署中津国有林508林班と鳥取森林管理署三徳谷国有林506林班との境界に至り、同境界を南東に進み、三徳山三角点（標高900メートル）に至り、同所から鳥取森林管理署中津国有林508林班のい1小班と同林班のい2小班との境界を南東に進み、同林班のい1小班と同林班のへ小班との境界に至り、同境界を南東に進み、同林班のと小班と同林班のへ小班との境界に至り、同境界を南方に進み、中国電力貸電線敷イと同林班のと小班との境界に至り、同境界を南西に進み、同林班とその南側の民有林との境界に至り、同境界を北西に進み、山道（通称神倉越山道）に至り、同山道を南西に進み、県道三朝中線に至り、同県道を北西に進み、橋（通称大谷に架かる下小鹿橋）に至り、同谷を北東に進み、山道（通称大石谷山道）に至り、同山道を北東に進み、通称本山頭に至り、同所から山道（通称旗谷頭山道）を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

